

大野木会計グループニューズレター

2016年4月号

担当：左

貨物運送業専用発票使用停止に関する通知

中国の増値税専用発票については、通常の専用発票のほかに、運送業者が発行する貨物運送業増値税専用発票や自動車販売統一発票が使用されていましたが、このたび国家税務総局は「貨物運送業増値税専用発票使用停止関連問題の公告」（国家税務総局公告 2015年第99号）公布して、増値税発票システム更新の全面的な展開により、増値税発票の種類を減らして発票の管理をより規範化することを目的に、貨物運送業増値税専用発票の廃止を決定しました。

1. 使用停止時期

中国鉄路総公司及びその所属運送企業以外の運送企業については、2016年1月1日から、貨物運送業増値税専用発票から増値税専用発票及び増値税普通発票への切り替えを順次開始しており、2016年7月1日からは貨物運送業専用発票の使用が完全に停止されます（地域により使用停止時期等が異なる場合もあります）。

（なお、中国鉄路総公司及びその所属運送企業が貨物運送サービスを提供する場合には、2015年11月1日からすでに増値税専用発票と増値税普通発票への切り替えが開始されています。）

2. 発行された発票の記載内容

貨物運送業者が新たに発行する増値税専用発票と増値税普通発票の備考欄には、貨物の積出地、到着地、車種類車番号及び運送した貨物情報などの内容を明記し、記載内容が多くなる場合は、添付リストの形で発行することが要求されています。

今後、貨物運送業者から増値税専用発票の発行を受けた際には、発票の上記の情報が漏れなく記載されているか確認するようにしてください。

3. 増値税申告手続きへの影響

貨物運送業専用発票の発行停止日以後に発行された貨物運送業専用発票は増値税仕入税額の控除証憑としても、企業所得税の損金算入証憑としても使用することができなくなりますので注意が必要です。

ただし、貨物運送業専用発票の使用停止後においても、使用停止期限前にすでに発行された貨物運送業専用発票については、発行日から180日以内の期間は控除証憑として使用することが認められています。

(以上)